

第 13 節 景観

13.1 調査

1. 調査項目及び調査方法

対象事業実施区域及びその周辺の環境を把握し、予測及び評価に必要な情報を得るため、既存資料による地形の状況及び景観資源の状況を把握するとともに、現況の眺望の状況を調査した。調査項目及び調査方法は表 4.13.1 に示すとおりである。

表 4.13.1 景観の調査方法及び調査期間等

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
景観資源及び構成要素	現地踏査 現地写真撮影等	1 回	対象事業実施区域周辺 6 地点
主要な景観	現地踏査 現地写真撮影等	4 回 (春季、夏季、秋季、冬季に各 1 回)	

2. 調査地域及び地点

調査対象地域は次期ごみ処理施設が眺望できる範囲とし、主要な視点場からの対象事業実施区域の眺望の可否、利用形態等を勘案して調査地点の絞り込みを行った。主要な視点場の状況を表 4.13.2 に示す。

調査地点は、調査対象地域の中から日常景観及び眺望景観の代表的な地点を選定した。調査地点の位置を図 4.13.1 に、景観に係る現地調査地点の選定理由を表 4.13.3 に示す。

表 4.13.2 主要な視点場の状況

視点場	眺望の可否 ^{注)}	対象事業実施区域の方角	備 考
市道 1035 号線	○	南	ごみ処理施設に面した道路であり、日常景観となっている。
旧松本青年の家周辺	×	南	松本青年の家は施設利用を終了したが、周辺は見通しの良い場所である。また、近くにグラウンドがあり、利用者が訪れる。
芥子望主山展望台	×	南東	山頂の展望台から松本市を一望でき、眺望の良い場所となっている。
一般国道 143 号豊科田沢	×	北東	交通量が多く、日常景観となっている。
豊科高家 熊倉上出	×	南西	集落の中にあり、田畑に面し見通しが良い。
梓川 SA 付近	×	南西	用水路と併走する自転車道が整備されており、多くの人が利用している。

注)「○」は対象事業実施区域が眺望できる地点、「×」は眺望できない地点を示す。

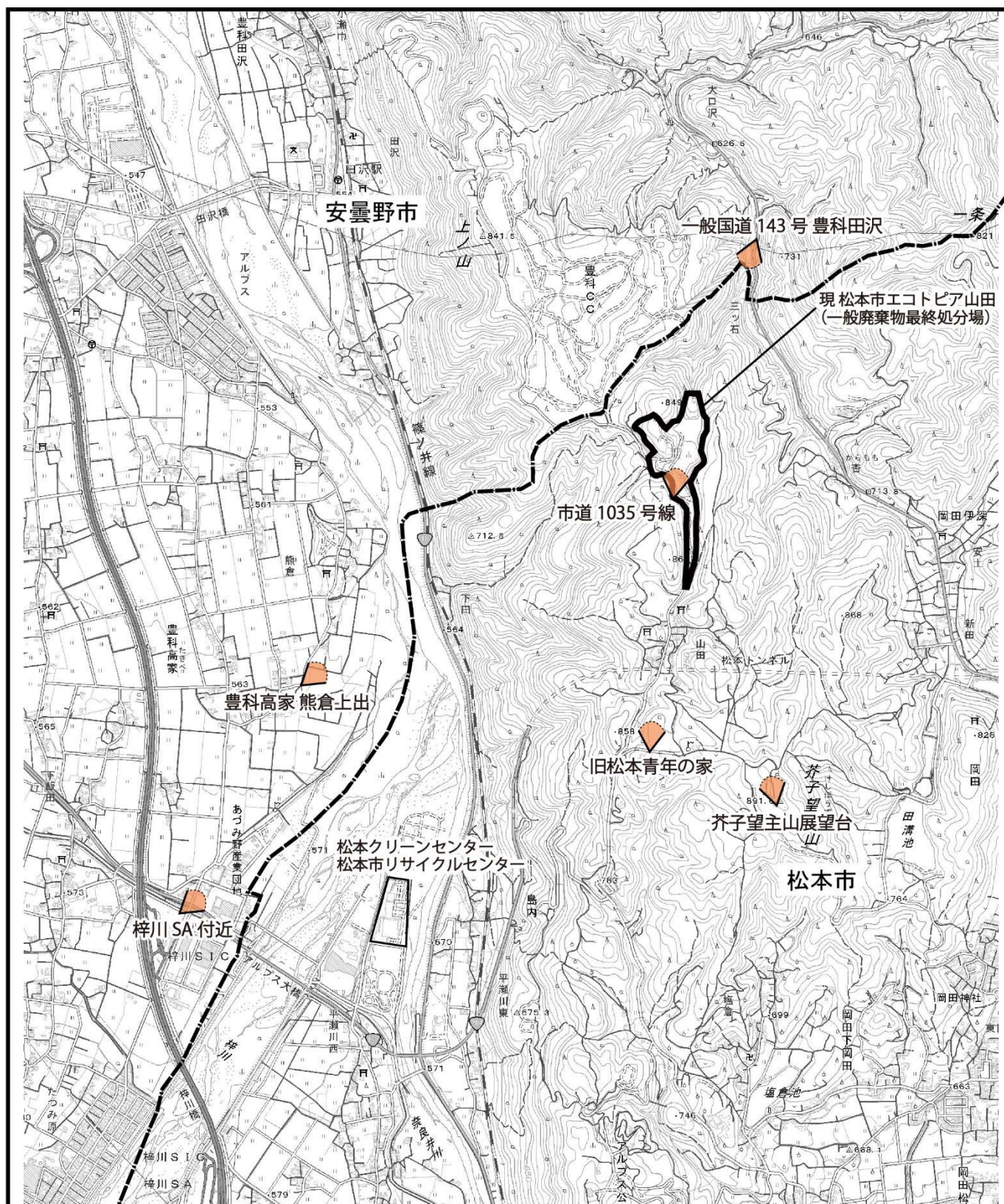
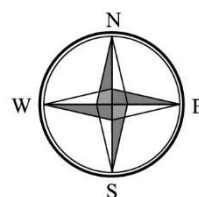
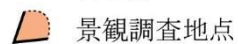
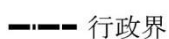
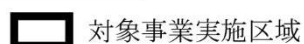


図4.13.1 景観現地調査地点



Scale 1/25,000

A horizontal scale bar with markings at 0, 500, 1,000, and 1,500m. The bar is divided into four equal segments by vertical tick marks.

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に作成した。

表 4.13.3 景観に係る現地調査地点の選定理由

調査項目	調査地点	調査地点の選定理由
眺望の状況	市道 1035 号線	対象事業実施区域より南に約 340m の地点に位置する。事業地に隣接する市道で山田集落と豊科カントリー倶楽部の間に位置する。通行する人の日常的な景観に位置づけられる。
	旧松本青年の家周辺	対象事業実施区域より南に約 1,460m の地点に位置する。丘の頂部となっており見通しが良く、通行する人の日常的な景観と位置づけられる。
	芥子望主山展望台	対象事業実施区域より南東に約 1,750m の地点に位置する。西に北アルプスを望むことができ、西から南にかけて松本平を一望することができる。
	一般国道 143 号豊科田沢	対象事業実施区域より北東に 840m の地点に位置する。松本ー上田を結ぶ国道であり、交通量が多い。日常的な景観に位置づけられる。
	豊科高家 熊倉上出	対象事業実施区域より南西に 1,940m の地点に位置する。近くに熊倉上出集会所がある集落内の道路であり、日常的な景観に位置づけられる。対象事業実施区域方向は沢沿いに見通しがあり、一部斜面を開削するため景観が変化する可能性のある地点である。
	梓川 SA 付近	対象事業実施区域より南西に約 3km の地点に位置する。長野自動車道の梓川 SA（上り）は交通量も多く、多くの人が利用している。サービスエリアの緑地からの眺望景観に位置づけられる。対象事業実施区域は現状で対象事業実施区域の敷地内の林地の一部が見える。

3. 調査実施期間

調査は、表 4.13.4 に示す時期に実施した。

表 4.13.4 調査実施期間

調査時期	実施期間
景観資源及び構成要素	夏季：令和 5 年 8 月 4 日（金）
主要な景観	春季：令和 5 年 5 月 11 日（木） 夏季：令和 5 年 8 月 4 日（金） 秋季：令和 5 年 11 月 2 日（木） 冬季：令和 6 年 1 月 27 日（土）

4. 調査結果

(1) 景観資源と構成要素

1) 地形的特徴

対象事業実施区域は、周囲のほとんどを山に囲まれた窪地に位置している。対象事業実施区域最終処分場の埋立地の範囲からは、周囲の山の斜面が見えるのみで眺望はない。

2) 植生・土地利用の状況

対象事業実施区域は、現状で最終処分場として利用している。敷地内のほとんどの部分を埋立地、貯留構造物、浸出水処理施設、管理棟、ストックヤード、場内道路が占めている。

植生の状況は「第 10 節 植物」の図 4.10.2（前出、P4-10-6）に示したとおりである。敷地内の植生は、多くを人工構造物や造成地が占めている。周囲の山地斜面にはクリーコナラ群落、ハリエンジュ群落、スギ・ヒノキ植林が多くを占めている。

(2) 主要な景観

調査地点からの景観の状況を表 4.13.5 及び写真 4.13.1(1)～(3)に示す。

表 4.13.5 主要な景観の状況

調査地点	主要な景観の状況
市道 1035 号線	現処分場に面する道路であり正面に埋立地を望むことができる。対象事業実施区域に沿って道路があるため、道路上から対象事業実施区域内の埋立地、貯留構造物、浸出水処理施設等が見える。また、再整備にあたり廃棄物の移設工事を行ったが、移設工事後の状況も道路から一部を見ることが出来る。秋季及び冬季においても見通しに大きな変化はない。
旧松本青年の家周辺	松本青年の家は施設利用を終了しているため、利用者はいない。対象事業実施区域は北の方角にあたるが、対象事業実施区域との間に林が広がっており、直接視認することはできず、秋季及び冬季においても見通しに大きな変化はない。
芥子望主山展望台	展望台は公園内に位置し、他にも東屋やテーブル、ベンチが設置され憩いの場として機能している。キャンプ場も備えており多くの人に利用されている。また、眼下に松本市街を望むことができ、眺望地点としての価値が高い場所となっている。対象事業実施区域は北西の方角にあたるが、対象事業実施区域との間に林が広がっており、直接視認することはできず、落葉後も状況は大きく変わらない。
一般国道 143 号 豊科田沢	松本ー上田を結ぶ国道であり交通量が多く、日常景観となっている。調査地点は駐車場の手前に位置し、訪問者の多くが来訪時に通過する地点である。対象事業実施区域は北西の方角にあたるが、沢沿いの林によって対象事業実施区域は視認することはできない。落葉後も状況は大きく変わらない。
豊科高家 熊倉上出	集落の中に位置する主要な景観であり、対象事業実施区域との間には田畑が広がっている。対象事業実施区域方向は沢沿いに見通しがあり、現状で対象事業実施区域の敷地内の林地の一部が見える。秋季及び冬季においても見通しに大きな変化はない。
梓川 SA 付近	付近には拾ヶ堰とそれに併走するあづみ野やまびこ自転車道があり、散歩、サイクリング等に利用されている。対象事業実施区域は北東の方角にあたり、距離はあるものの敷地内の林地の一部が見える。秋季及び冬季においても見通しに大きな変化はない。

時期	市道 1035 号線	旧松本青年の家
春季		
夏季		
秋季		
冬季		

写真 4.13.1(1) 景観の状況

時期	芥子望主山展望台	一般国道 143 号 豊科田沢
春季		
夏季		
秋季		
冬季		

写真 4.13.1(2) 景観の状況

時期	豊科高家 熊倉上出	梓川 SA 付近
春季		
夏季		
秋季		
冬季		

写真 4.13.1(3) 景観の状況

13.2 予測及び影響の評価

1. 予測の内容及び方法

(1) 予測の内容及び方法

建築物等の存在及び緑化による景観への影響を予測した。

景観に係る予測の内容及び方法についての概要を表 4.13.6 に示す。

表 4.13.6 景観に係る予測の内容及び方法（存在・供用による影響）

影響要因	予測項目	予測方法	予測対象時期	予測地域又は 予測地点
地形改変 樹木伐採後の状態 最終処分場の存在 緑化	景観資源及び 構成要素 主要な景観	フォトモンタージュ法 （現況写真に計画施設を 合成）により予測した。	施設の稼働が通常 の状態に達し た時期	調査地点に準 じた

(2) 予測地域及び予測地点

予測地点は現況調査地点と同じ 6 地点とした。

(3) 予測対象時期

予測対象時期は、施設の稼働が通常の状態に達した時期とした。

2. 存在・供用による影響

(1) 予測の方法

存在・供用による影響は、事業計画に基づき、現況写真に計画施設を合成して作成したフォトモンタージュにより主要な眺望景観の変化を予測した。

(2) 予測条件の設定

建物の外観および配置計画については、「令和 4 年度エコトピア山田新処分場測量基本設計業務報告書」（令和 6 年 2 月 松本市）を基に設定した。予測条件、施設の想定配置を、それぞれ表 4.13.7 及び図 4.13.2、図 4.13.3 に示す。

事業実施前後で景観が変化するため、現況と供用時について比較を行った。

なお、現地調査については 4 季で行ったが、眺望の季節的な変化が少ないことから繁茂期と落葉期の代表として夏と冬について予測を行った。

表 4.13.7 予測条件

項目		予測条件
浸出処理施設	既存施設	長辺方向 28m、短辺方向 20m、高さ 8.0m
	新規施設	長辺方向 20m、短辺方向 18m、高さ 9.0m
土取場		図 4.13.2 参照
埋立地（埋立終了後）		図 4.13.3 参照



図 4.13.2 土取場及び浸出水処理施設の位置

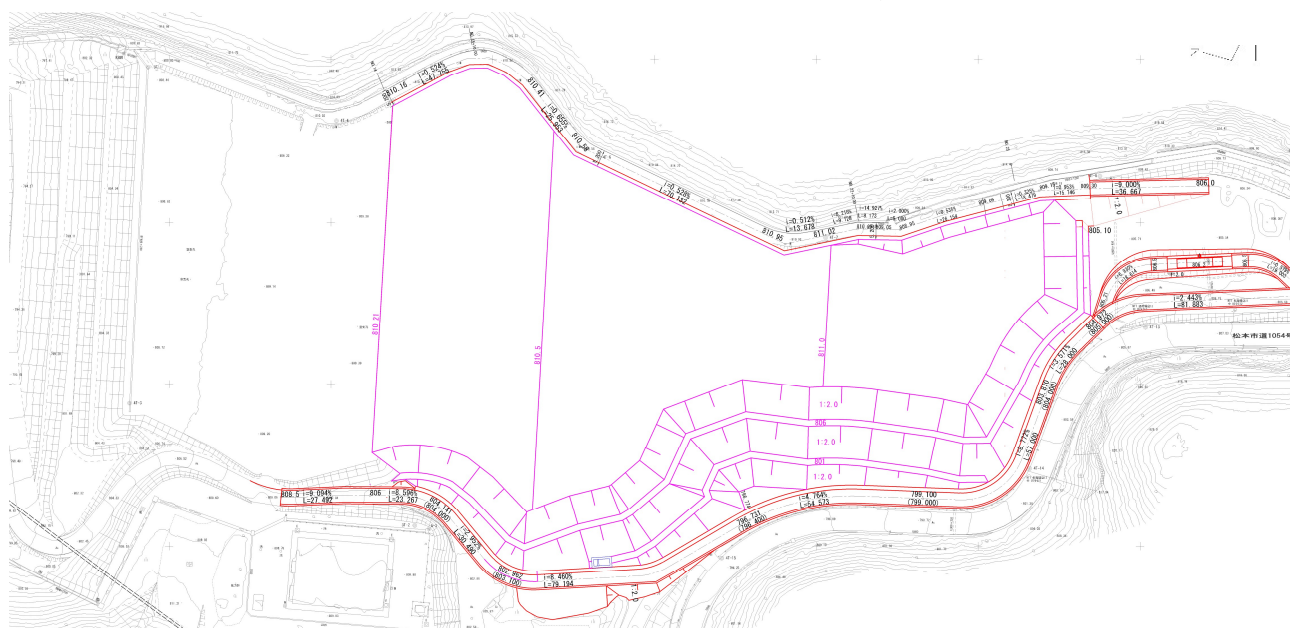


図 4.13.3 埋立完了時平面図

(3) 予測の結果

1) 建築物等の存在

本事業では、すでに地形が改変された場所に新たに施設を建設するため、景観に及ぼす要素は、土取場の掘削と浸出水処理施設の新設、埋立後の埋立地法面である。

景観の予測結果を表 4.13.8 及び写真 4.13.2～写真 4.13.4 に示す。

表 4.13.8 景観の予測結果

予測地点	事業実施区域からの距離と方角	結果写真	予測結果
市道 1035 号線	約 340m 北西	写真 4.13.2(1) (夏季) 写真 4.13.2(2) (冬季)	土取場の掘削によって斜面の形が変わるが、手前の樹木によって視界を遮られているため、景観に変化はない。 廃棄物の埋め立てが進むにつれ、視界に占める埋立地法面の割合が大きくなり、埋立終了時には見かけ上、既設浸出水処理施設を超える高さとなる。法面は草刈りにより草地が維持される。
旧松本青年の家周辺	約 1,460m 北東	—	一年を通して事業地への眺望を林が遮っているため、事業による景観の変化はない。
芥子坊主展望公園	約 1,750m 東	—	展望台からの眺望は落葉によって視認しやすくなるが、事業地への眺望は林が遮っているため、事業による景観の変化はない。
一般国道 143 号 豊科田沢	約 840m 南	—	落葉によって事業地への眺望は変わらず、林が遮っているため、事業による景観の変化はない。
豊科高家熊倉上出	約 1,940m 南西	写真 4.13.3(1) (夏季) 写真 4.13.3(2) (冬季)	土取場の掘削により対象事業実施区域部分のスカイラインが変化し、掘削後に成形される法面が視認できるようになる。対象事業実施区域の西端の樹木が伐採されることにより、既設及び新設の浸出水処理施設が視認できるようになる。 スカイラインが変化することにより景観上変化があるが、距離が遠いため景観上の印象に与える影響は小さい。
梓川 SA 付近	約 3,040m 南西	写真 4.13.4(1) (夏季) 写真 4.13.4(2) (夏季)	土取場の掘削により対象事業実施区域部分のスカイラインが変化し、掘削後に成形される法面が視認できるようになる。対象事業実施区域の西端の樹木が伐採されることにより、既設及び新設の浸出水処理施設が視認できるようになる。 スカイラインが変化することにより景観上変化があるが、距離が遠いため景観上の印象に与える影響は小さい。



現況（夏季）



存在・供用時（夏季）

写真 4.13.2(1) 市道 1035 号からの眺望状況の変化（夏季）



現況（冬季）



存在・供用時（冬季）

写真 4.13.2(2) 市道 1035 号からの眺望状況の変化（冬季）



現況（夏季）



存在・供用時（夏季）

写真 4.13.3(1) 豊科高家熊倉上出からの眺望状況の変化（夏季）



現況（冬季）



存在・供用時（冬季）

写真 4.13.3(2) 豊科高家熊倉上出からの眺望状況の変化（冬季）



現況（夏季）



存在・供用時（夏季）

写真 4.13.4(1) 梓川 SA からの眺望状況の変化（夏季）



現況（冬季）



存在・供用時（冬季）

写真 4.13.4(2) 梓川 SA からの眺望状況の変化（冬季）

2) 緑化

土取場の掘削後に成形した法面は面積が広く、浸食のおそれがあるため緑化を行う。また、埋立地の埋立が進み埋立面が高くなると、埋立地外周に法面を成形することになるため、この部分についても緑化を行う。

緑化は、種子散布を基本とし、軟岩で土壌がない部分には草本の種子を含む植生基材を 5cm 吹付けて行う。種子からイネ科草本を主体とする草本が生育し、必要に応じて草刈りをしながら維持を行う計画である。

面積の大きい土取場法面及び埋立地の外周法面に緑化を行い、早期に草地の植生を出現させることで、景観上の違和感を緩和することができるものと予測される。

(4) 環境保全措置の内容

本対象事業は、現在の最終処分場の敷地内に新処分場を整備する計画であるため、新たな立地に建設する場合と比較して、景観への影響が小さい。また、立地は山に囲まれた窪地にあるため、もともと周囲からは見えにくい場所にある。土取場の掘削後の法面は一部離れた場所からも見えるため、早期に緑化を図る。また、離れた場所からは浸出水処理施設も視認できるため、新設する浸出水処理施設は、周辺環境との調和を図り景観に配慮した施設とする。

環境保全措置の内容を表 4.13.9 に示す。

表 4.13.9 環境保全措置

(建築物・工作物等の存在に伴う景観資源・構成要素及び主要な景観)

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置による効果
周辺景観と調和した緑化の実施	周辺環境や景観に配慮し、法面の早期の緑化を図る。	低 減
周辺環境と調和した意匠	新設する浸出水処理施設の意匠について、周辺環境との調和を図り景観に配慮した施設とする。	低 減

【環境保全措置の種類】

回 避：全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

低 減：継続的な保護または維持活動を行うこと等により、影響を低減する。

代 償：代用的な資源もしくは環境で置き換え、または提供すること等により、影響を代償する。

(5) 評価方法

調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、景観に係る環境影響が実行可能な範囲でできる限り緩和され、環境保全についての配慮が適正になされているかどうか検討した。

(6) 評価結果

事業の実施にあたっては、「(4) 環境保全措置の内容」に示したように、事業者としてできる限り環境への影響を緩和するため「周辺景観と調和した緑化の実施」を行い、環境保全措置を講じる計画である。

以上のことから、建築物等の存在及び緑化による景観への影響については、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。

第 14 節 触れ合い活動の場

14.1 調査

1. 調査項目及び調査方法

対象事業実施区域及びその周辺の環境を把握し、予測及び評価に必要な情報を得るため、主要な触れ合い活動の場を把握するとともに、その立地及び利用の状況等を調査した。調査項目及び調査方法は表 4.14.1 に示すとおりである。

表 4.14.1 触れ合い活動の場の調査方法及び調査期間等

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
分布状況	資料調査及び現地調査による	1 回	対象事業実施区域周辺 5 地点
利用状況	資料調査、聞き取り調査等による	1 回	

2. 調査地域及び地点

触れ合い活動の場の調査地域は、工事中の関係車両の走行及び供用時における廃棄物搬入車両の走行に伴う影響を考慮して、対象事業実施区域及びその周辺とした。調査地点は、調査対象地域の主要な触れ合い活動の場とした。触れ合い活動の場に係る現地調査地点の選定理由を表 4.14.2 に、調査地点の位置を図 4.14.1 に示す。

表 4.14.2 触れ合い活動の場に係る現地調査地点の選定理由

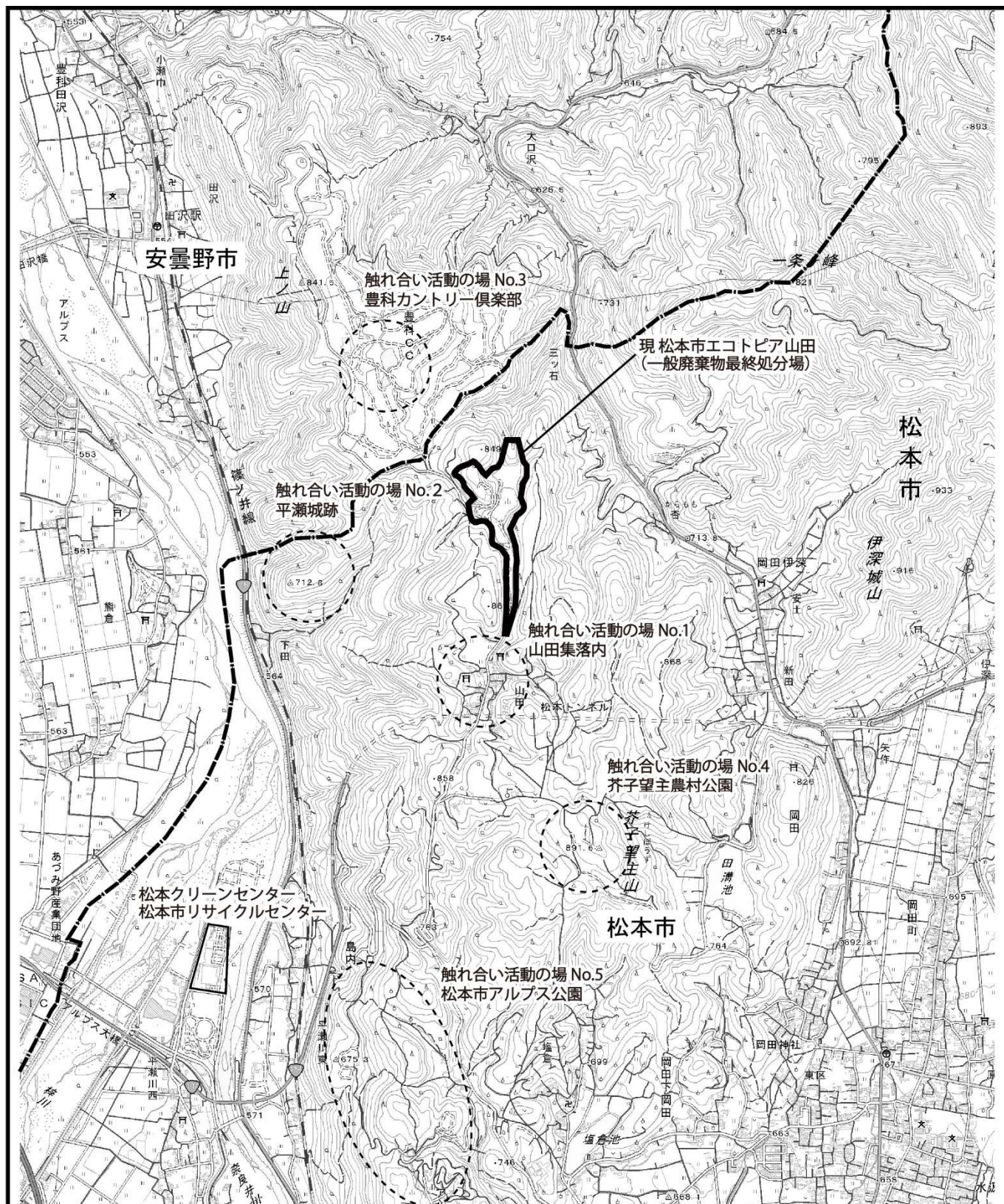
調査地点	調査地点の選定理由
触れ合い活動の場 No.1 山田集落内	対象事業実施区域の南に位置する集落で、公民館や公園、神社など人との触れ合い活動の場として利用されているため、調査地点として選定した。
触れ合い活動の場 No.2 平瀬城跡	対象事業実施区域の西に位置し、松本市の特別史跡として指定されている。駐車場や城跡までの道が整備されていて、城跡からは北アルプス連峰を一望でき、自然環境との触れ合い活動の場として利用されているため、調査地点として選定した。
触れ合い活動の場 No.3 豊科カントリー倶楽部	対象事業実施区域の北に位置するゴルフ場で、多くの人に利用されていることから、人との触れ合い活動の場として利用されているため、調査地点として選定した。
触れ合い活動の場 No.4 芥子坊主農村公園	対象事業実施区域の南に位置する公園で、キャンプや生物採取など人及び自然環境との触れ合い活動の場として利用されているため、調査地点として選定した。
触れ合い活動の場 No.5 松本市アルプス公園	対象事業実施区域の南に位置する施設であり、遊具等も整備されていて、北アルプス連峰を一望することもでき、人及び自然環境との触れ合い活動の場として利用されているため、調査地点として選定した。

3. 調査実施期間

調査は利用者が多いと考えられる日曜日に設定し、表 4.14.3 に示す時期に実施した。

表 4.14.3 調査実施期間

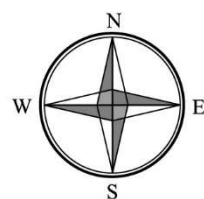
調査項目	実施期間
触れ合い活動の場の利用状況	令和 5 年 8 月 6 日（日）8 時～16 時
交通の状況	「第 2 節 騒音」の現地調査による（P4-2-4）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 触れ合い活動の場調査地点

図4. 14. 1 触れ合い活動の場現地調査地点



Scale 1/25,000
0 500 1,000 1,500m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に作成した。

4. 調査結果

(1) 触れ合い活動の場の分布

触れ合い活動の場の分布調査結果を表 4.14.4(1)～(5)及び写真 4.14.1(1)～(5)に示す。

芥子坊主農村公園では調査日にボーイスカウト活動が開催されており、小学生及び中学生が常時 30 人ほど、指導者等の大人 5 人ほどが利用していた。年齢構成、性別、人数の具体的な数の把握ができなかったため、表にはそれらの項目について反映していない。

表 4.14.4(1) 触れ合い活動の場の分布調査結果（山田集落内）

項目	調査結果
概 況	・対象事業実施区域の南に位置し最も近い集落 ・最終処分場への廃棄物の運搬ルートとして通過する ・神社や公園なども存在する
利用状況	・調査時には利用者はいなかった



写真 4.14.1(1) 触れ合い活動の場の状況（山田集落内）

表 4.14.4(2) 触れ合い活動の場の分布調査結果（平瀬城跡）

項目	調査結果
概 況	・登山道によってアクセスすることができる ・麓に駐車場が整備されている ・松本市特別史跡に指定されている
利用状況	・調査時には利用者はいなかった



写真 4.14.1(2) 触れ合い活動の場の状況（平瀬城跡）

表 4.14.4(3) 触れ合い活動の場の分布調査結果（豊科カントリー倶楽部）

項目	調査結果
概 況	・対象事業実施区域の北に位置するゴルフ場 ・平日、休日を問わず、多くの人に利用されている ・朝から夕方まで 100 台以上駐車していた
利用状況	・ゴルフ場を利用していた



写真 4.14.1(3) 触れ合い活動の場の状況（豊科カントリー倶楽部）

表 4.14.4(4) 触れ合い活動の場の分布調査結果（芥子坊主農村公園）

項目	調査結果
概 況	・無料のキャンプ場がある ・トイレ、駐車場が整備されている ・展望台があり、松本市街を一望できる
利用状況	・ボーイスカウト活動が行われていた ・キャンプや虫取り場として利用されていた ・団体や家族での活動が多く、幅広い年代の方に利用されていた ・ツーリングやサイクリング中に立ち寄る方もみられた



写真 4.14.1(4) 触れ合い活動の場の状況（芥子坊主農村公園）

表 4.14.4(5) 触れ合い活動の場の分布調査結果（松本市アルプス公園）

項目	調査結果
概 況	・展望台や広場、動物園などがある大型の公園である ・年代を問わず多くの人に利用されている ・展望台や丘陵から北アルプス連峰や安曇野を一望することができる
利用状況	・散策やウォーキングで利用されていた ・バーベキュー場として利用した団体がいた



写真 4.14.1(5) 触れ合い活動の場の状況（松本市アルプス公園）

（２）利用状況・資源状況・周辺環境の情報

触れ合い活動の場の利用状況、資源状況、周辺環境の情報について、利用者に実施した聞き取り調査結果は、以下に示すとおりである。

No.1 山田集落内では調査時に利用者が少なく、No.2 平瀬城跡では調査時には利用者がなかったため、聞き取り調査を行わなかった。また、No.3 豊科カントリー倶楽部は敷地内の利用に限られるため、聞き取り調査を行わなかった。

1) 山田地区の利用状況

No.1 山田集落内では、利用者への聞き取りは行わなかったため、現地踏査及び地元の方への聞き取りにより、把握した利用状況を表 4.14.5 に示す。

表 4.14.5 触れ合い活動の場の利用状況（No.1 山田集落内）

利用内容	利用状況
散歩	・主に集落内の方の散歩がみられる ・集落内の市道 1054 号から、最終処分場方面の利用もみられる ・芥子坊主方面（市道 1683 号線）の利用もある ・歩道はなく道路幅が狭いため、車両の通行時には注意を要する
犬の散歩	
ランニング	・アルプス公園方面、田溝池方面、豊科田沢方面から通行がみられる ・この地域のアップダウンを利用したトレーニング利用があるとみられる ・道路幅も広くないため、車両の通行時には注意を要する
サイクリング	
その他	・島内山田地区里山整備利用促進協議会では、「散策路・天然記念物・遺跡・史跡・伝承 文化財マップ 島内山田」を製作しており、散策路が示されている ・平瀬本城跡へのルート、山田集落の西側の林地を通るルート、集落の西側の山田池を大きく回るルートなどが紹介されている

2) 現地での聞き取り調査

ア 回答者の属性

聞き取り調査を実施した回答者の属性を表 4.14.6 に示す。

表 4.14.6 触れ合い活動の場の利用状況（回答者の属性）

単位：人

項目		合計	No.4 芥子坊主農村公園	No.5 松本市アルプス公園
アンケート件数（組）		10	7	3
性別	男性	17	13	4
	女性	8	6	2
	合計	25	19	6
年齢構成	10 歳未満	4	4	0
	10 代	2	2	0
	20 代	7	3	4
	30 代	5	5	0
	40 代	2	2	0
	50 代	1	1	0
	60 代	4	2	2
	70 代	0	0	0
	70 歳以上	0	0	0
グループ構成	単独	3	1	2
	家族	4	4	0
	友人・恋人	1	0	1
	サークル等	1	1	0
	職場	1	1	0
居住地 ^{注)}	松本市内	10	7	3
	周辺自治体	1	1	0
	県内他所	0	0	0
	長野県外	0	0	0

注) 複数のグループで異なる場所から来訪しているメンバーを含んでいる場合は、複数回答となっている。

イ 交通手段

触れ合い活動の場への交通手段について、表 4.14.7 に示す。

どちらの地点も自動車で一般道を利用してのアクセスがほとんどであった。

表 4.14.7 触れ合い活動の場の利用状況（交通手段）

単位：人

項目		合計	No.4 芥子坊主農村公園	No.5 松本市アルプス公園
自動車	高速主体	0	0	0
	一般道路主体	9	6	3
観光バス		0	0	0
自動二輪		1	1	0
自転車	自家用	0	0	0
	レンタル	0	0	0
徒歩		0	0	0
鉄道		0	0	0
合計		10	7	3

ウ 利用目的、利用頻度

触れ合い活動の場の利用目的や利用頻度について、表 4.14.8 に示す。

芥子坊主農村公園では、レクリエーションの利用が多かった。レクリエーションにはキャンプや昆虫採取などが含まれる。

松本市アルプス公園では、観光の利用が多くを占めた。ウォーキングや散策など体を動かす人やバーベキューをするために利用していた。

表 4.14.8 触れ合い活動の場の利用状況（利用目的、頻度等）

単位：組

項目			合計	No.4 芥子坊主農村公園	No.5 松本市アルプス公園
利用 目的	観光	メイン	1	0	1
		立ち寄り	2	0	2
		合計	3	0	3
	散策		1	0	1
	ショッピング		0	0	0
	スポーツ		0	0	0
	食事		0	0	0
	レクリエーション		7	6	1
	見学		0	0	0
	その他		1	1	0
利用 頻度	初めて		1	1	0
	数年に 1 回程度		0	0	0
	年に 1 回程度		1	1	0
	年に 2-3 回程度		3	2	1
	年に 4-6 回程度		3	2	1
	月に 1 回程度		0	0	0
	それ以上		2	1	1
利用 時期	春		5	3	2
	夏		8	5	3
	秋		4	2	2
	冬		3	2	1

注 1) 利用目的、利用時期については、複数回答となっている。

注 2) 利用時期については、初めての利用者を除いている。

エ 魅力等

触れ合い活動の場の魅力的な点について、表 4.14.9 に示す。

芥子坊主農村公園の魅力的な点としては、景観・風景のよさを挙げる利用者が多かった。また、景観資源としては、河川、草木、北アルプスを挙げた利用者が多かった。その他の魅力として利用者が多くないため穴場スポットであること、昆虫や爬虫類等の生物を採取できること、キャンプ場が無料で利用できること、見渡しが良く安心して子供を連れてきやすいこと、夜は星空がきれいにみえることという理由が挙げられた。

松本市アルプス公園の魅力的な点としては、景観・風景のよさを挙げる利用者が多かった。また、景観資源としては、木立、草花、山岳、地形が挙げられた。その他の魅力として整備されていて歩きやすいという理由が挙げられた。

表 4.14.9 触れ合い活動の場の利用状況（魅力等）

単位：組

項目		合計	No.4 芥子坊主農村公園	No.5 松本市アルプス公園
魅力等	景観・風景	4	2	2
	気象、気候	2	0	2
	ショッピング	0	0	0
	食事	0	0	0
	レクリエーション	3	2	1
	アクセスの良さ	2	1	1
	その他	6	5	1
景観資源	湧水、河川	1	1	0
	木立、草花	4	3	1
	山岳、地形	2	1	1
	歴史文化	0	0	0
	その他	3	3	0

注) 複数回答となっている。

オ 最終処分場の存在について

最終処分場が存在することについて認知していたか否か、その結果を表 4.14.10 に示す。また、最終処分場についての印象について表 4.14.11 に示す。

「最終処分場から汚染物質等が風によって運ばれてこないか気になる」との回答もあったが、最終処分場が存在することについて「特に気にならない」との意見が多くを占めた。

表 4.14.10 最終処分場の認知について

単位：組

項目		合計	No.4 芥子坊主農村公園	No.5 松本市アルプス公園
最終処分場の存在	知っている	7	5	2
	知らない	3	2	1
最終処分場を知っている人の割合(%)		70	71	66

表 4.14.11 最終処分場についての印象

単位：組

項目	合計	No.4 芥子坊主農村公園	No.5 松本市アルプス公園
最終処分場から汚染物質等が風によって運ばれてこないか気になる	1	1	0
特に気にならない	9	6	3

(3) 騒音・振動・低周波音の状況

騒音の状況の調査結果は「第 2 節 騒音」に、振動の状況の調査結果は「第 3 節 振動」に、低周波音の状況の調査結果は「第 4 節 低周波音」にそれぞれ示したとおりである。

(4) 交通の状況

1) 周辺の交通の状況

周辺の交通の状況の調査結果は「第 2 節 騒音」(P4-2-6～P4-2-7) に示したとおりである。

2) 利用者について

各調査地点の駐車場の駐車台数を表 4.14.12 に示す。

No.3 豊科カントリー倶楽部は利用者が多く、利用者は車で来訪している。南側の市道 1054 号線の他、北側の安曇野市道豊科 4559 号線を通行する利用者もみられる。

表 4.14.12 触れ合い活動の場の利用台数

単位：台

調査地点	8 時	9 時	10 時	11 時	12 時	13 時	14 時	15 時	16 時	平均
No.1 山田集落内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
No.2 平瀬城跡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
No.3 豊科カントリー倶楽部	—	130	150	—	—	155	—	111	—	137
No.4 芥子望主農村公園	28	—	16	12	12	18	18	21	22	11
No.5 松本市アルプス公園	—	4	4	5	3	3	4	4	0	4

14.2 予測及び影響の評価

1. 予測の内容及び方法

予測は、工事による影響として「運搬（機材・資材・廃材・廃棄物等）」について、存在・供用による影響として「自動車交通の発生」について、予測を行った。

触れ合い活動の場に係る予測の内容及び方法についての概要を表 4.14.13(1)～(2)に示す。

表 4.14.13(1) 触れ合い活動の場に係る予測の内容及び方法（工事による影響）

影響要因	予測項目	予測方法	予測対象時期	予測地域 又は予測地点
運搬（機材・資材・ 廃材・廃棄物等）	交通の状況	工事関係車両の走行台数を踏 まえ、周辺交通量（渋滞）への 影響を予測	施工による影響 が最大となる時 期	調査地域に準 じた

表 4.14.13(2) 触れ合い活動の場に係る予測の内容及び方法（存在・供用による影響）

影響要因	予測項目	予測方法	予測対象時期	予測地域 又は予測地点
自動車交通の発生	交通の状況	廃棄物運搬車両の走行台数を 踏まえ、周辺交通量（渋滞）へ の影響を予測	施設が定常的に 稼働する時期	調査地域に準 じた

2. 工事中における工事関係車両の走行に伴う交通への影響

（１）予測項目

予測項目は、工事関係車両の走行に伴う交通への影響とした。

（２）予測地域及び地点

工事関係車両等の通行ルートは現在と同じと想定し、図 4.14.1（前出、P4-14-2）に示す触れ合い活動の場の現地調査地点を予測地点とした。

（３）予測対象時期

予測対象時期は、「第 1 節 大気質」の「2. 工事中における工事関係車両等の走行に伴う大気質への影響」と同一の条件となる、最終処分場本体の建設における集排水管工事及び浸出水処理施設の建設におけるガス抜き管工事の施工時期が重なる時期とした。

（４）予測方法

工事関係車両等の走行に伴う交通への影響は、工事関係車両台数を踏まえ定性的に予測した。なお、工事関係車両の台数の想定は「第 1 節 大気質」の表 4.1.17（前出、P4-1-18）に示したとおりである。

（５）予測結果

予測結果を表 4.14.14 に示す。

工事中には大型である工事車両が往復で 58 台、小型である通勤車両等が往復で 50 台増加すると想定され、No.1 山田集落内では、集落内を通る市道 1054 号線を通行する、大型車を含む車両の増加により、散歩、ランニング、サイクリングの利用に対する影響が想定される。

その他の調査地点では、影響はないと予測した。

表 4.14.14 触れ合い活動の場への影響予測結果（機材・資材・廃材・廃棄物等の運搬）

調査地点	沿道の騒音・振動・低周波の影響 交通量の増加の影響	利用目的、魅力等への影響
No.1 山田集落内	資機材の運搬ルートが集落のメイン道路であり、歩行者、ランニング、サイクリング利用者等の安全面への配慮が必要となる。	交通量が少なく、大型車の通行もほとんどない場所であり、大型車を含む資材運搬車両等の市道 1054 号線の通行により、工事中の一時的なものであるが、触れ合い活動の場への影響はある。
No.2 平瀬城跡	資機材の運搬ルートから離れており、騒音等や交通量増加の影響はない。	駐車場までのアクセスに支障はなく、城跡に向かう山道は周囲から隔たっているため、触れ合い活動の魅力等への影響はない。
No.3 豊科カントリー倶楽部	資機材の運搬ルートから離れており、騒音等や交通量増加の影響はない。	敷地内で完結する活動であり、触れ合い活動の魅力等への影響はない。
No.4 芥子望主農村公園	資機材の運搬ルートから離れており、騒音等や交通量増加の影響はない。	利用者の多くが自動車による来場と考えられ、敷地内で完結する活動であるため、触れ合い活動の魅力等への影響はない。
No.5 松本市アルプス公園	利用者のほとんどが自動車による来場と考えられるため、騒音等や交通量増加の影響はない。	利用者の多くが自動車による来場と考えられ、敷地内で完結する活動であるため、触れ合い活動の魅力等への影響はない。

（６）環境保全の内容

工事中における車両動線については、工事関係車両、廃棄物搬入出車両、一般車両等の円滑な交通が図られる計画である。

環境保全措置の内容を表 4.14.15 に示す。

表 4.14.15 環境保全措置（工事関係車両の走行）

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置による効果
搬入出時間の分散	工事関係車両が集中しないよう搬入出時期・時間の分散化を図る。	低減
交通規制の遵守	工事関係車両の走行にあたっては、速度や積載量等の交通規制の遵守と集落内での低速走行を徹底させる。	低減
通行速度の制限	市道 1054 号線の山田集落内では、工事関係車両に 30km/h 以下での通行を徹底させる。	低減
歩行者等への配慮	市道 1054 号線の山田集落内では、工事関係車両に歩行者等への配慮を徹底させる。	低減

【環境保全措置の種類】

回 避：全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

低 減：継続的な保護または維持活動を行うこと等により、影響を低減する。

代 償：代用的な資源もしくは環境で置き換え、または提供すること等により、影響を代償する。

（７）評価方法

調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、交通に係る環境影響が、実行可能な範囲でできる限り緩和され、環境保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討した。

（８）評価結果

事業者としてできる限り環境への影響を緩和するため、「搬入出時間の分散」、「交通規制の遵守」、「通行速度の制限」、「歩行者等への配慮」を実施する予定である。

搬入出時間の分散を図って渋滞の原因とならないよう工事関係車両の出入りに留意し、工事関係車両に対して、歩行者に十分に配慮した通行を徹底させる。

以上のことから、工事関係車両の走行に伴う交通への影響については、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。

3. 供用時における廃棄物搬入車両の走行に伴う交通の影響

(1) 予測項目

予測項目は、廃棄物搬入車両の走行に伴う交通の影響とした。

(2) 予測地域及び地点

将来の廃棄物搬入車両等の通行ルートは現在と同じと想定し、図 4.14.1（前出、P4-14-2）に示す触れ合い活動の場の現地調査地点を予測地点とした。

(3) 予測対象時期

予測対象時期は、施設が定常的に稼働し、廃棄物搬入車両の台数が概ね安定したと想定される時期とした。

(4) 予測方法

現地調査結果及び影響保全措置を参考に定性的評価を行った。

(5) 予測結果

1) 将来の廃棄物搬入車両等の交通状況

新処分場への廃棄物搬入車両は 8 台／日程度、管理職員の通行台数も 4 台／日程度と、通行台数が少なく、現処分場が廃棄物の受け入れをしていた頃の交通量とほぼ変わらない。

2) 将来の道路交通騒音の状況

1) より、将来の廃棄物搬入車両等の交通状況は、現処分場が廃棄物の受け入れをしていた頃と変わらないと予測される。

(6) 環境保全の内容

本事業の実施においては、環境への影響を緩和させるため、表 4.14.16 に示す環境保全措置を予定する。

表 4.14.16 環境保全措置（廃棄物搬入車両等の走行）

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置の種類
交通規制の遵守	搬入業者に対して、速度や積載量等の交通規制の遵守を指導する。	低減

【環境保全措置の種類】

回 避：全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

低 減：継続的な保護または維持活動を行うこと等により、影響を低減する。

代 償：代用的な資源もしくは環境で置き換え、または提供すること等により、影響を代償する。

（７）評価方法

調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、交通に係る環境影響が、実行可能な範囲でできる限り緩和され、環境保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討した。

（８）評価結果

事業の実施にあたっては、「（６）環境保全措置の内容」に示したように、事業者としてできる限り環境への影響を緩和するため、「交通規制の遵守」といった環境保全措置を講じる計画である。

以上のことから、廃棄物搬入車両の走行による交通の影響については、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。